

徳島県男女共同参画基本計画（第4次）
【素案】

平成30年11月
徳島県

第1章 計画の策定の趣旨

1 計画の性格

(1) 男女共同参画社会基本法第14条及び徳島県男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画であるとともに、基本方針Ⅰのうち主要課題1、2及び3に係る部分については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条に基づく都道府県推進計画として位置づけるもので、県は、この計画の趣旨に沿って施策を実施します。

(2) 市町村は、この計画の趣旨に沿って施策を実施するよう努めるものとします。

また、この計画を踏まえて、地域の実情に応じた市町村男女共同参画基本計画及び市町村推進計画の策定に努めることを期待します。

（男女共同参画基本計画策定済の県内市町村：8市3町 ※平成30年4月現在）

(3) 県民、事業者、NPO（民間非営利団体）、国などに対しては、総合的かつ長期的に取り組むべき男女共同参画の推進に関する施策を示すことにより、主体的な参画と積極的な協力を期待します。

2 計画期間

2019年度（平成31年度）から2022年度までの4年間とします。

3 計画の体系

基本計画では、男女共同参画推進のため取り組むべき主要課題とその推進方策に関して、徳島県男女共同参画推進条例に定められた基本理念を踏まえて、9つの「策定の視点」を明示するとともに、3つの「基本方針」のもと、「主要課題」として12の柱を立て、それぞれの主要課題ごとに具体的な「推進方策」をまとめました。さらに、これら12の柱を確実に推進するため、13番目の柱として「総合的な推進体制の整備」という項目を位置づけています。

4 進管理

この基本計画の推進に当たっては、徳島県男女共同参画推進条例第13条の規定に基づき、毎年度、その推進状況を公表するとともに、施策の実施状況について、効果を検証し、改善見直しを図ります。

第2章 「男女共同参画立県とくしま」の目指すべき姿

1 基本目標

「多様な生き方・働き方を実現できる豊かで活力のある社会の創造」

2 目指すべき将来像

【新たな総合計画「長期ビジョン」（骨子案）より抜粋】

- 誰もがいきいきと暮らし、学び、働き、活躍することのできる
“ダイバーシティ徳島”が創り出されている
- 人生100年時代、元気な高齢者が地域で活躍するエイジレス社会が
実現している
- 子どもたちの笑顔が地域にあふれるとともに、未来を切り拓くたくましい
若者が育まれている
- 誰もが健康的で質の高い生活を送ることのできる社会が実現している
- 人と人、人と地域のつながりの和が広がっている
- 自然災害に強いまち・地域・人づくりが進んでいる
- 安全・安心で豊かな暮らしと食文化が息づいている
- 環境・経済・社会の調和する持続可能な社会が創り出されている
- 全てのヒト・もの・地域がつながる“超スマート社会”が実現し、
誰もが豊かな暮らしを享受できる社会が実現している
- 未来を創る人財が育ち・集い新たな価値が生み出されている
- 徳島ならではの文化・スポーツが継承・創造され魅力を増している

3 策定の視点

(1) 個人の尊厳と男女平等の確立

男女の個人としての尊厳を重んじ、互いの違いを認め合い、性別による差別を受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されることが必要です。

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるように、社会制度や慣行のあり方を考えていきます。

(3) 政策・方針決定過程への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における政策や方針を決定する場へ共同して参画する機会を確保していきます。

(4) 家庭・地域生活等と職業生活の両立

家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援も受け、家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにすることが重要です。また、家庭・地域生活等と職業生活の両立を可能とするため、家庭生活・地域生活・職業生活のバランスが取れた働き方の見直しを進める必要があります。

(5) 生涯にわたる健康と男女共同参画

男女が互いの身体の特徴について理解を深めるとともに、それぞれの意思が尊重される環境の下に、生涯にわたって健康な生活を送ることができるようにしていきます。

(6) 国際化を視野に入れた男女共同参画

国際化は、社会のあらゆる場面に浸透していることから、国際社会の一員として、交流の促進や多様な文化との共生を図る必要があります。

(7) 地域社会における男女共同参画

防災・減災、環境、地域おこし・まちづくりなどの地域社会活動を活発化させるには、女性と男性の対等なパートナーシップを確立することで、家庭とともにふれあいとつながりの基盤であり最も身近な暮らしの場となる「地域」の力を高める必要があります。

(8) “ダイバーシティ徳島”の実現

真の男女共同参画を実現するため、女性と男性だけでなく、性別、年齢、国籍等に関わらない多種多様な人々が力を発揮し、共存できる“ダイバーシティ徳島”を実現します。

(9) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策展開

SDGsが目指している「誰一人取り残さない」社会の実現のため、「世界の中の徳島」として、国際社会と足並みを揃え、ジェンダー平等に向けた取組を進めます。

◆計画の体系

基本方針【3】		主要課題【12】		推進方策【35】	
I	あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり	推進計画※	1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援	(1)	多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進
				(2)	女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援、リカレント教育
				(3)	女性の起業・創業への支援
				(4)	女性の参画が少ない分野での活躍促進
				(5)	女性の活躍状況の「見える化」の推進
				(6)	職場におけるハラスメントの防止対策の推進
			2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備	(1)	ワーク・ライフ・バランスの普及・促進
				(2)	男性の家事・育児・介護等への参画促進
				(3)	多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実
				(4)	ストレスフリーな女性活躍・子育て環境の創出
			3 多様な働き方の創出による女性の活躍推進	(1)	テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出
				(2)	働き方改革の推進
II	安全・安心に暮らせる環境づくり		4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1)	政策・方針決定過程への女性の参画の促進
				(2)	男女共同参画を推進するグローバル人材の養成
			5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)	女性に対する暴力根絶のための基盤づくり
				(2)	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
				(3)	性犯罪・性暴力対策の推進・強化及び被害者支援
				(4)	ストーカー行為等への対策の推進・強化
				(5)	加害者の再犯防止に関する取組
			6 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1)	男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持
				(2)	妊娠・出産等に関する健康支援
			7 生活上の困難を抱える女性等への支援	(1)	ひとり親家庭等への支援
				(2)	若年者の妊娠等困難を抱える女性等への支援
			8 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備	(1)	高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備
				(2)	多様な人権尊重
III	互いに支え合う家庭・地域づくり		9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発の推進	(1)	男女共同参画に関する広報・啓発の推進
				(2)	男性にとっての男女共同参画の推進
				(3)	総合相談体制の充実・強化
			10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1)	人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実
				(2)	子どもにとっての男女共同参画の推進
			11 地域社会における男女共同参画の推進	(1)	環境保全への寄与
				(2)	地方創生の推進と男女共同参画
				(3)	地域における男女共同参画推進の基盤づくり
			12 男女共同参画の視点に立った防災・減災活動の推進	(1)	男女共同参画の視点に立った防災対策・減災対策
				(2)	男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立

総合的な推進体制の整備

- (1) 県の推進体制の充実
- (2) 男女共同参画交流センター「ときわプラザ」を核とした男女共同参画の推進
- (3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携
- (4) 施策に関する申出の処理の円滑化

※主要課題1, 2, 3については「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」として位置づける。

第3章 基本方針、主要課題とその推進方策

基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり

男女の働き方や暮らし方、意識を見直し、共に仕事と生活を両立できる環境を整備することを通じて、すべての女性が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において活躍できる社会づくりを目指します。

主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援【推進計画】

＜現状と課題及びその解決に向けての方向性＞

少子高齢化・人口減少が急速に進む本県においては、急激な労働力不足が懸念されており、女性の活躍が大いに期待されているところです。

女性活躍の推進が企業や地域に多様性や付加価値を生み出す原動力となるという認識の下、生産性を向上させ、バランスのとれた「持続可能な社会」を実現するためには、多様な属性の違いを活かし、個々の人材の能力を最大限に引き出すことが重要です。

また、女性の職業生活における活躍を推進するためには、その個性と能力が十分に発揮できる社会の実現が不可欠でありながら、社会経済生活の様々な領域において、いまだ「男性の方が優遇されている」と感じている男女が多く、本県でも子育て期に女性の年齢階級別労働力が低下するM字カーブが依然として存在するなど、働く場面において女性が力を十分に発揮できているとはいえない現状があります。

既に働いている女性はもとより、これから働こうとしている女性も含め、一人一人のライフスタイルに応じた働き方やキャリア形成を選択できる社会を実現するためには、多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備、キャリアアップや復職、再就職に必要な支援及びリカレント教育の推進など、関係機関が連携した女性のエンパワーメントに努めていく必要があります。

加えて、女性の視点や発想を活かした起業や経営への参画、女性の参画が少ない分野での活躍など、男女が均等な機会の下で活躍できる環境整備を図るとともに、女性の活躍状況の「見える化」を深化させることにより、個々の取組のさらなる強化の促進を図ります。

さらに、女性のみならず、外国人や高齢者、障がい者などの多様な人材の活躍促進、職場におけるハラスメントの防止などを通じ、あらゆる人々が働きやすい社会の実現を目指します。

推進方策

(1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進

女性が働きやすい職場環境の整備を促進するため、女性の管理職登用に係る情報提供や男女雇用機会均等法等の周知による気運醸成により、働き又は働こうとするすべての女性とその力を十分に発揮できるよう、企業等に対する働きかけや、ニーズを踏まえたきめ細やかな施策を講じるとともに、「働く女性応援ネットワーク会議」の意見等を踏まえながら、女性の職業生活における

新たな取組や課題解決を進めます。

- ① 「働く女性応援ネットワーク会議」の意見等を踏まえながら、女性の職業生活における課題を共有し、解決のための新たな取組につなげます。
- ② 企業等に対し、女性活躍に係る情報提供等を行い、トップの意識改革を推進し、企業等における女性活躍の気運醸成を促進します。
- ③ 女性が働きやすい職場や女性活躍推進のためのロールモデルを紹介するとともに、現場で抱える課題の解決に役立つポータルサイトの内容を充実させ、女性活躍の「見える化」を図ります。
- ④ 雇用の分野における男女の均等な機会と、その意欲と能力に応じて均等な待遇を確保するため、関係機関と連携して、男女雇用機会均等法等の周知啓発を図ります。
- ⑤ 仕事と子育て等の両立支援に積極的に取り組む企業等を「はぐくみ支援企業」*1として認証するとともに、「くるみん認定・プラチナくるみん認定」*2についても、関係機関と連携を図り、周知啓発を行うことで、企業等における次世代育成の取組を促進します。
- ⑥ 女性活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業が受ける「えるぼし認定」*3について、関係機関と連携しながら、県内企業に対し取得を促進します。
- ⑦ 高齢者が地域を支える主役として活躍できるよう、それぞれが持つ知恵やノウハウを活かした就業機会の提供に努め、生涯現役社会の実現を目指します。
- ⑧ 障がいのある人が能力、適性を十分に活かし、活躍することができるよう、障がい者に対する就労支援を推進し、雇用の促進を図ります。

*1 次世代育成対策支援推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的な取組を認証された企業。

*2 子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣が企業に対して行う認定。

*3 女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業に対し、女性活躍推進法に基づき、厚生労働大臣が行う認定。

(2) 女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援、リカレント教育*1

出産や育児、介護等により離職せざるを得なかった女性の再就職や、これから働こうとしている女性、また、管理職等を目指す女性のキャリアアップを図るための講座・セミナー開催などによる、ライフステージに合わせたリカレント教育を実施し、女性の活躍を支援します。

- ① 出産や育児、介護等により離職せざるを得なかった女性の再就職準備や就労を支援するため、就職に関する情報の提供やスキルアップに向けた講座等を実施します。
- ② 管理職等を目指す女性を支援するため、県内大学と連携し、働きながら学べる「ウーマンビジネススクール」を開講します。
- ③ テクノスクールにおいて、就業に必要な技能を習得するための職業訓練を実施します。
- ④ 大学や企業、民間団体等と連携しながら、女性や次世代を担う若者の人材を育成するための新たな学びの場である「とくしまフューチャーアカデミー」においてリカレント教育を実施し、女性活躍におけるすそ野拡大を図り、主体的な社会参画を促します。

＊１ 社会に出てからも学校などで学び、生涯にわたって学習を続ける教育の形。

（３）女性の起業・創業への支援

起業に向けた実践的な講座を開催するとともに、創業コーディネーターによる相談体制の整備や低利融資制度等により、きめ細やかに女性の起業・創業を支援します。

- ① 起業意識を喚起するとともに、起業に必要な知識を習得するため各起業段階に応じた実践的な内容の講座を開催します。
- ② 起業家が抱える経営課題の解決を図るため、個別課題に応じた専門家を派遣します。
- ③ 起業家の資金調達を低利融資制度により支援します。
- ④ 女性起業家同士の人脈形成や販路開拓を推進するため、女性起業家間のネットワーク構築を支援します。

（４）女性の参画が少ない分野での活躍促進

女性が働きやすい環境整備を推進するために、農林水産分野での６次産業化＊１に向けた研修会や各種交流会を開催し、女性の感性を生かした新たな産業創出につながる取組などを支援するとともに、女性に対する建設産業の魅力発信や、スポーツ分野での女性指導者等への支援により、女性の参画が少ない分野での活躍を促進し、女性ならではの視点による地域の課題解決を図ります。

- ① 農林水産分野において女性が一層活躍できる環境整備を推進し、魅力ある農山漁村の実現に向け、アグリビジネススクールや林業・漁業アカデミーなどを活用したりカレント教育の充実、地域の新たな産業創出につながる６次産業化に向けた研修会や各種交流会等を開催することにより、女性の感性を生かした新たなビジネスにチャレンジする取組を支援します。また、各種団体・グループが実施する女性リーダー育成研修会等の自主的な活動を支援します。
- ② 建設産業への若年者や女性の入職を促進するため、講座やイベント等を通じて、建設産業の魅力を発信するとともに、建設産業で働く女性のキャリアモデルとなる人材の育成及び交流を促進します。
- ③ スポーツの分野において、結婚や出産後も、生活とのバランスを取りながら、女性指導者や女性スポーツリーダーとして活躍できるよう、阻害要因や必要な支援内容を検証し、支援体制や環境づくりを推進します。

＊１ 一次産業としての農林水産業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと（１次（生産）×２次（加工）×３次（販売）＝６次産業化）。

（５）女性の活躍状況等の「見える化」の推進

「仕事と家庭の両立」や「女性の活躍」を推進するため、関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」＊１の策定等を支援します。また、次世代育成や男女共同参画に積極的に取り組む企業を認証・表彰することで、企業の社会的

認知度を高めるとともに、女性活躍推進のためのロールモデル等をポータルサイトで発信することにより、子育て支援や女性の活躍状況の「見える化」を図ります。

- ① 次世代育成や男女共同参画に積極的に取り組む企業を認証・表彰することで、モデル的な事例の普及を図ります。
- ② 仕事と家庭の両立を推進するため、関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を支援します。
- ③ 女性の活躍を推進するため、関係機関と連携し、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を支援します。
- ④ 女性の活躍の促進に向けて積極的に取り組む企業等を、公共工事等において評価します。
- ⑤ 女性活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業が受ける「えるぼし認定」について、関係機関と連携しながら、県内企業に対し取得を促進します。（再掲）
- ⑥ 女性が働きやすい職場や女性活躍推進のためのロールモデルを紹介するとともに、現場で抱える課題の解決に役立つポータルサイトの内容を充実させ、女性活躍の「見える化」を図ります。（再掲）

*1 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」と女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」があり、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画で、101人以上の労働者を雇用する事業主に策定・届出の義務があり、それ以下の場合は努力義務となっている。女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」は、女性の活躍推進を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画で、301人以上の労働者を雇用する事業主に策定・届出の義務があり、それ以下の場合は努力義務である。

（６）職場におけるハラスメントの防止対策の推進

職場におけるハラスメントの防止により、すべての人が働きやすい職場環境づくりを促進するため、啓発広報に努めるとともに、労働相談体制の充実を図ります。

- ① 職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの未然防止等や、母性健康管理を促進するため、関係機関と連携しながら啓発広報に努めるとともに、労働相談体制の充実を図ります。
- ② 雇用の分野における男女の均等な機会と、その意欲と能力に応じた均等な待遇を確保するため、関係機関と連携して、男女雇用機会均等法等の周知啓発を図ります。（再掲）
- ③ 人権教育啓発推進センター「あいぽーと徳島」において、企業や団体等が行う研修会や講演会に講師を派遣し、セクハラ、パワハラを含むあらゆる人権課題についての学習の機会を提供することにより、人権尊重に向けた意識啓発を推進します。

主要課題2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備 【推進計画】

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

女性活躍の未来を拓くためには、女性が安心して働き続けることができる環境を整備することが喫緊の課題となっています。

人口減少社会において、家庭を取り巻く環境は著しく変化しており、核家族化や地域コミュニティの希薄化による子育てや介護の負担感が増す一方で、依然として家庭での役割が、就業の有無に関わらず、女性に偏っている現状があります。このため、男性の暮らし方や意識の変革を図るとともに、男性が家事や育児、介護等を行う意義を理解し、それらに主体的に参画できる環境の整備に取り組むことが極めて重要となります。

専業主婦家庭の男性も含めた長時間労働の是正や家事や育児、介護等のための休暇等の取得促進など、働き方を意識し、ワーク・ライフ・バランスを確立することは、一人一人の充実感の向上をはじめ、仕事では得られない家庭や地域との関わりによる多様な価値観の醸成等、キャリア形成にも寄与するものとなります。

さらに、性別や就労の有無に関わらず、安心して家事や育児、介護等ができる社会の実現に向け、それぞれの事情に応じたきめ細やかなサービス、支援機関ネットワークの活用等、多様なライフスタイル、ライフステージに応じた家事や育児、介護等の支援策の充実を図っていく必要があります。

このため、あらゆる立場から働き方を見つめ直し、家庭・地域生活等と職業生活を両立することができる環境づくりを、着実に進めていくことが求められます。

推 進 方 策

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進

誰もが健康で豊かな生活を営めるよう、仕事と家庭生活との両立についての講習会等を開催し、経営者や管理職等をはじめ、すべての人の意識啓発を図るとともに、長時間労働を前提としない働き方を構築するため、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等に向けた啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。

- ① 仕事と家事や育児、介護等との両立について、経営者や管理職を含むすべての人を対象に、ライフステージのニーズに沿った講座や講習会等を開催し、意識の改革と知識の習得促進を図ります。
- ② 長時間労働の是正や、年次有給休暇の確実な取得をはじめとする『働き方改革』の着実な推進に関係機関と連携しながら取り組みます。
- ③ 事業者としての県が、仕事と家庭・地域生活の両立しやすい職場になるよう「とくしま・イクボス宣言!!」*1に沿って、業務の更なる効率化や育児や介護に関する休暇の取得促進を含む勤務環境の整備や職員の意識改革を進めます。
- ④ ワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、「テレワークセンター徳島」*2を活用し、県内企業に対するセミナーやテレワーカー養成講座を開催し、時間や場所にとらわれない柔軟な

働き方であるテレワークの普及促進を図ります。

- ⑤ 仕事と家庭の両立を推進するため、関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を支援します。(再掲)

*1 結婚や子育て、介護、さらには社会活動などに参加しやすい風通しのよい職場づくりに知事を始めとする県幹部職員が率先して取り組むことを宣言したもの。

*2 県内のテレワーク推進の拠点として、テレワークの相談及び普及啓発を実施する施設。

(2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進

男性の育児休業の取得促進など、男女が家庭・地域生活と職業生活とを円滑かつ継続的に両立するための支援を図るとともに、子育て支援等に積極的な企業や、子育てを楽しむ男性の認証・表彰等により、男女がともに家事や育児、介護等に参画できる社会の実現を推進します。

- ① 男性の家事や育児、介護等への参画についての社会的気運の醸成を強力に推進するとともに、男性が育児に参画できる働き方を普及促進するため、子どもの出産前後における休暇や育児休業を男性が積極的に取得できるよう、企業に対して働きかけます。
- ② 「とくしま子育て大賞」*1の表彰により、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を、社会全体で支援する気運の醸成を図ります。
- ③ 男性の家事や育児、介護等への参画について、男性・若者向け講座を充実し、男性の家事や子育て力の向上を図るとともに、男性同士のグループ化や子育て支援団体の活動の土台づくりに取り組みます。
- ④ 仕事と子育て等の両立支援に積極的に取り組む企業等を「はぐくみ支援企業」として認証するとともに、「くるみん認定・プラチナくるみん認定」についても、関係機関と連携を図り、周知啓発を行うことで、企業等における次世代育成の取組を促進します。(再掲)

*1 日常的に家事または育児を楽しむ県内在住のイクメンやカジダン*1-1を表彰する「イクメン・カジダン大賞」や従業員の育児参加やワーク・ライフ・バランスの推進、イクボス*1-2の養成などを図る県内の企業・団体を表彰する「子育てサポート大賞」などを実施する表彰制度である。

*1-1 家事に積極的な男性のこと。

*1-2 職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の両立)を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のこと。

(3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実

性別や就労の有無に関わらず、安心して育児や介護ができる社会の実現に向け、多様なライフスタイルに対応した育児や介護の支援策の充実を図ります。また、育児や介護を同時に担う、いわゆる「ダブルケア」の問題についても、その負担を軽減できるよう、関係機関と連携しながら、取組を進めます。

- ① ワーク・ライフ・バランスの取れたライフスタイルの確立に向け、社会全体による子育て気

- 運の醸成を図るため、県民・事業者・行政が一体となり、様々な子育て支援策を展開します。
- ② 国が定める「子育て安心プラン」に基づき、待機児童を解消するため、市町村における保育の受け皿確保のための施設整備を支援します。
 - ③ 幼稚園等の子育て支援体制の強化を図ります。
 - ④ より質の高い幼児教育・保育を提供するため、市町村における「認定こども園」の設置促進に向けた施設整備を支援します。
 - ⑤ 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすとともに、多様な体験・活動を行うことができるようにするため、放課後児童支援員等の質の向上や「放課後児童クラブ」等の受け皿確保を図ります。
 - ⑥ (公財)徳島県勤労者福祉ネットワーク及び看護協会並びにファミリー・サポート・センター等との連携を進め、病児・病後児保育事業の推進とあわせ、全県的な病児・病後児の受入環境の整備を図ります。
 - ⑦ 子育て総合支援センター「みらい」を中心として、男女共同参画交流センター「ときわプラザ」をはじめ、市町村や関係団体と連携を深め、地域の子育て支援活動を積極的に支援し、地域における子育て力と子育て環境の向上を図ります。
 - ⑧ 仕事と家庭との両立をより一層推進するため、関係機関と連携しながら、育児・介護休業制度の周知啓発を図ります。
 - ⑨ 勤労者向け協調融資制度や奨学金制度等により、特に経済的負担の大きい子育て家庭の負担軽減を図ります。
 - ⑩ 乳幼児等の医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
 - ⑪ 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育所・幼稚園等保育料無料化制度を推進します。
 - ⑫ 仕事と病気療養の両立を支援するため、関係機関と連携しながら、相談窓口や取組についての周知広報に努めるとともに、テレワークの導入など、多様な働き方を選択できる職場環境づくりを推進します。
 - ⑬ 男性の家事や育児、介護等への参画について、男性・若者向け講座を充実し、男性の家事や子育て力の向上を図るとともに、男性同士のグループ化や子育て支援団体の活動の土台づくりに取り組みます。(再掲)
 - ⑭ 勤務する職員のために院内保育所を設置している病院等に運営補助を行い、医療従事者の離職防止及び再就業を促進します。

(4) ストレスフリーな女性活躍・子育て環境の創出

男女がともに楽しく充実した家庭生活を送ることで、労働や就業への意欲や活力に繋げるため、子育てが楽しいと感じられるストレスフリーな環境を創出するとともに、社会全体で子育てや女性活躍を支援する体制の充実を図ります。

- ① 音楽、スポーツなどのイベントに、大人と子どもが一緒に気兼ねなく参加できる機会を提供します。
- ② 県が実施するイベント、講演会、研修会等において、子育て中の男女が参加しやすいよう、必要に応じて託児を実施します。

- ③ 在宅で育児をしている家庭の負担感を軽減するため、様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、サービスを気軽に利用できるクーポンを交付するなどの支援策を展開します。

主要課題3 多様な働き方の創出による女性の活躍推進【推進計画】

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立などの働く側のニーズの多様化が進む中、女性が活躍できる就業環境を整えるためには、働き方改革を推進し、男性も含めた長時間労働を是正するとともに、個々の持つ能力を存分に発揮しながら効率的に働く環境を整備することが重要です。

それぞれの企業等において、長時間労働を是正し、年次有給休暇を取得しやすくすることなどによって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組を進める必要があります。特に、自宅やサテライトオフィス等、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの推進、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制の拡充等による、育児や介護といった家庭生活上のニーズにあわせた多様な働き方により、離職の防止や新たな人材の確保が期待できます。

ゆとりと豊かな活力あふれる社会の実現を図るためには、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択でき、こうした多様な働き方のニーズに対応する企業等を支援することが求められます。

推 進 方 策

(1) テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出

仕事と家庭の両立など、個々のライフスタイルに応じた働き方は、多様な人材の能力発揮が可能となります。時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの普及や、フレックスタイム制の導入などにより、女性の活躍の場を広げます。

- ① ワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、「テレワークセンター徳島」を活用し、県内企業に対するセミナーやテレワーカー養成講座を開催し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの普及促進を図ります。(再掲)
- ② 関係機関と連携しながら、フレックスタイム制や短時間勤務制度の導入など、多様な働き方を促進するとともに、労働環境の整備を支援します。
- ③ テレワーカーとしてICTを活用し活躍できる人材を育成するとともに、スキルアップを図り、自営型テレワーカーとしての自立など、女性の就業を支援します。
- ④ 多様で新しい働き方の創出を図るため、豊かな自然環境、全国屈指のブロードバンド環境を活かし、都市部企業のサテライトオフィス誘致を促進します。
- ⑤ ワーク・ライフ・バランスの取れたライフスタイルの確立に向け、社会全体による子育て気運の醸成を図るため、県民・事業者・行政が一体となり、様々な子育て支援策を展開します。(再掲)

(2) 働き方改革の推進

長時間労働の是正をはじめとした労働時間の見直しをはじめ、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けた取組を進めるなど、個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方を「選択できる」社会の実現を目指します。

- ① 長時間労働の是正や、年次有給休暇の確実な取得をはじめとする『働き方改革』の着実な推進に関係機関と連携しながら取り組みます。(再掲)
- ② 女性の多様な働き方の選択を広げるため、関係機関と連携し、働き方による不合理な処遇格差を解消するための法制度の周知や情報提供を進めます。
- ③ 女性がキャリアビジョンを追求し、いきいきと働くために、キャリアアップのための各種セミナーを開催します。
- ④ AI や IoT、ロボティクスなどの最先端分野における新技術の導入など、企業の取組を支援し、業務の効率化と生産性の向上を図ります。
- ⑤ 長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、過労死のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医等による面接指導や健康相談等が確実に実施されるよう、関係機関と連携しながら、企業における労働者の健康管理を強化します。
- ⑥ フレックスタイム制や短時間勤務制度の導入など、多様な働き方を促進するなど、関係機関と連携しながら、労働環境の整備を支援します。(再掲)

主要課題 4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

＜現状と課題及びその解決に向けての方向性＞

あらゆる分野で女性が活躍できる社会をつくるためには、法律や制度をはじめとする社会システムがそれにふさわしいものでなければなりません。こうした社会システムを構築するためには、これまで男性中心であった政策や方針を決定する場へ女性が積極的に参画することが必要です。

男女共同参画推進条例においては、男女が社会における均等な構成員として、施策や方針の立案及び決定に共同して参加する機会が確保されることを旨とした基本理念を踏まえ、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）＊１を含む施策の総合的な策定、実施を行うことが規定されています。

国では、「社会のあらゆる分野において、２０２０年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも３０％程度となるよう期待する」という政策目標を掲げ、女性の参画を促進する取組が進められているところであり、平成３０年５月２３日には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されたところです。

徳島県では、県審議会等における女性委員の割合が５４．６％で、平成２８年度を除き平成２０年度以降常に全国第１位（全国平均３６．７％：H29.6.1 現在）、管理的職業従事者（会社役員、管理的公務員等）に占める女性の割合が２０．１％で全国第１位（全国平均１６．４％：平成２７年国勢調査）と全国トップクラスにあります。市町村審議会等における女性委員の割

合（25.0％：全国平均26.2％：H29.4.1現在）は、全国平均を下回っている状況にあり、地方議会議員に占める女性の割合（県議会議員10.8％：全国平均9.9％・市議会議員9.7％：全国平均14.6％・町村議会議員10.2％：全国平均9.8％：H28.12.31現在）は、全国平均を上回っているものの、まだまだ少ない状況です。

この状況を改善するため、政治・行政分野における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進、及びそのための人材の育成・充実を図っていくとともに、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進していきます。

- *1 積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法第2条第2号及び徳島県男女共同参画推進条例第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」と定義されている。

男女共同参画社会基本法及び徳島県男女共同参画推進条例上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。

推進方策

（１）政策・方針決定過程への女性の参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画の促進を図るため、事業主としての県が率先して、女性職員の一層の職域拡大、能力の開発を図り、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用に努めるとともに、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大が進むよう、市町村や企業、各種関係機関に対し、積極的な情報提供などを行い、人材の発掘と育成により、女性活躍のすそ野拡大を図り、主体的な社会参画を促します。

- ① 県及び市町村における管理的職員、審議会等委員及び地方議会議員に占める女性の割合等の実態調査、並びに女性の参画促進・拡大を阻害する要因の分析を行います。
- ② 県の審議会等における女性委員の選任割合について、全国トップクラスの水準（H29.6.1現在54.6％）を堅持することを目標に、女性の参画拡大を図るとともに、会長及び副会長等への女性の登用を進めます。
また、市町村における審議会等委員への女性の参画拡大が図られるよう、取組を支援します。
- ③ 様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう、各種関係機関・団体等に対し、積極的な情報提供を行うとともに、地域の課題解決のための人材の育成を行います。
- ④ 政策・方針決定過程への女性・若者の参画を促進するため創設した「とくしまフューチャアカデミー」において、人材の発掘と育成を図るとともに、育成した人材の登録リストを作成し、審議会委員への登用など様々な場面において活用することにより、女性の登用と活躍の場の整備を図ります。
- ⑤ 女性の政治分野への参画拡大に向けた気運の醸成を図るための広報・啓発を行います
- ⑥ 県職員については、「徳島県女性職員活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職

員の一層の職域の拡大、能力の開発を図るとともに、「能力実証」を前提としつつ、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用に努めます。

- ⑦ 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定を推進し、企業における女性の管理職登用の促進に向けた気運醸成を図ります。
- ⑧ 農林水産関係団体における女性の役員・委員の任命、選出が、男女共同参画の視点から行われるよう、女性の参画拡大に向けた取組をより一層推進します。

(2) 男女共同参画を推進するグローバル人材の養成

女性自らの参画意欲の向上を図るため意識啓発を行うとともに、女性のエンパワーメント*1を促進し、国際的な見識を備えた女性リーダーや地域活動リーダー、女性スポーツリーダーとなる人材を養成します。特に次代を担う若い世代の人材育成に力を注ぎ、未来志向で男女共同参画社会づくりを推進します。

- ① 女性自らの参画意欲の向上を図るため意識啓発を行うとともに、市町村との連携により、地域の実情に応じた課題解決型の出前講座を開催するなど、女性のエンパワーメントを促進し、地域活動リーダーとなる人材を養成します。
- ② とくしまフューチャーアカデミー等で育成した人材のネットワーク化を図り、地域での連携を生かした活動を促進します。
- ③ 国際的な見識を備えた女性リーダーの養成を行い、地域の女性教育の振興を図ります。
- ④ 国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、ともに生きていこうとする姿勢を育てるため、将来的に社会の各分野を牽引していく国際理解教育の推進や、優れた「国際感覚」を持つ人材の育成を図ります。
- ⑤ 消費者情報センターを消費者教育の拠点とし、学校における消費者教育をはじめ、ライフステージに即した体系的な消費者教育や地域の消費者リーダーの育成を推進します。
- ⑥ ボランティアやNPO等の活動に、男女がともに参加でき、知識や技能を生かせるよう、活動を支援します。
- ⑦ 若者が多様な立場の人と未来志向で対話し、課題解決のための新しい視点やアイデアを創出する機会を設け、地方創生の若手リーダーの育成を図ります。
- ⑧ スポーツの分野において、結婚や出産後も、生活とのバランスを取りながら、女性指導者や女性スポーツリーダーとして活躍できるよう、阻害要因や必要な支援内容を検証し、支援体制や環境づくりを推進します。(再掲)

*1 エンパワーメントとは「力をつけること」という意味。女性が政治・経済・社会・文化などのあらゆる分野で、自分で意思決定をし、行動できる能力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方である。

基本方針Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり

主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

性別や加害者、被害者の間柄を問わず、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に、男女が社会の中で個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画立県とくしま」の実現を目指している本県にとって、女性に対する暴力の根絶は、非常に重要な課題です。国による調査（「男女間における暴力に関する調査（平成29年度）」）においても、無理やりに性交等された被害経験のある女性は13人に1人（有効回答数：女性1,807人中141人）、配偶者からの暴力の被害経験のある女性は3人に1人（有効回答数：結婚経験のある女性1,366人中427人）と、性犯罪・性暴力や配偶者等からの暴力等の被害は引き続き深刻な状況にあり、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を更に強化していく必要があります。

男女平等を侵害する暴力には、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメント、売買春、人身取引、ストーカー行為など様々な形態がありますが、近年のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）等、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、被害が若年層へと拡大するなど、女性に対する暴力はますます多様化しており、こうしたツールを利用した新たな形の暴力に対しても、迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

これらの状況を踏まえ、暴力の加害者にも被害者にもならない予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、女性に対する暴力根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、配偶者からの暴力、性犯罪・性暴力等、暴力の形態に応じた取組を総合的に推進します。

推進方策

（1）女性に対する暴力根絶のための基盤づくり

女性活躍以前に解決すべき最も重要な課題である女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、広く啓発を行うとともに、暴力の被害に遭った女性に適切な支援を提供するため、関係機関との連携体制の充実を図ります。

- ① 「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」*1に基づき、配偶者暴力相談支援センターの役割を担うこども女性相談センターを核として、DV*2被害者に配慮した相談体制の充実、被害者の自立支援など、総合的に各種施策を推進するとともに、市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターや相談窓口及び関係機関との連携による支援体制を構築します。

- ② 性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、性暴力被害者からの相談を受け付け、関係機関と連携して支援を行います。
- ③ 男女平等を侵害する暴力の根絶に向け、「徳島県男女協調週間（7/7～13）」『ストップ！DV』強化推進月間（11/1～12/31）」「女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～25）」等を通じて、市町村や民間団体とも連携し、広く普及・啓発を行います。
- ④ 交際相手等からの暴力を防止するため、また、将来、暴力の被害者にも加害者にもならないようにするため、若年層を対象とする啓発を進めます。
- ⑤ 市町村、関係機関や地域住民等と連携しながら、犯罪の防止に配慮した安全、安心なまちづくりを一層推進します。
- ⑥ 女性警察官の採用・登用拡大に努め、警察力の強化を図るとともに、女性や子どもが被害者となる事案や相談に対する取組を一層推進します。
- ⑦ 市町村における配偶者暴力相談支援センター及び相談窓口の設置を促進します。

- *1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、本県において、総合的に配偶者からの問題に取り組むことを目的に、2005年（平成17年）12月に策定した基本計画〔2009年（平成21年）3月一部改正〕。7つの基本目標を掲げて、14の主要課題ごとに、今後の推進方策を取りまとめている。
- *2 「ドメスティック・バイオレンス」の略。一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力のこと。配偶者暴力防止法では、(1)被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする者等も含む）に限定(2)被害者の性別は問わないものを対象にしている。

（２）配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

こども女性相談センターを核として、関係機関と連携し、被害者やその子どもの状況に応じた迅速かつ的確な支援を提供するとともに、民間支援団体の育成にも取り組みます。

- ① 「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」に基づき、配偶者暴力相談支援センターの役割を担うこども女性相談センターを核として、被害者に配慮した相談体制の充実、被害者の自立支援など、総合的に各種施策を推進するとともに、市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターや相談窓口及び関係機関との連携による支援体制を構築します。（再掲）
- ② 「相談窓口ステッカー」や「相談窓口カード」の配布・設置を拡大し、DV相談窓口を広く県民に周知します。
- ③ 被害者の安全を確保し、心身の回復や自立に向けた支援を行うため、適切かつ効果的な一時保護を行います。
- ④ 一時保護後の被害者が地域での生活に順調に移行できるよう、ステップハウスを運営し、自立への支援を行います。
- ⑤ 配偶者等からの暴力は、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を及ぼすことから、必要に応じて、こども女性相談センターにおいて、被害者の子どもに対する心のケアを行います。
- ⑥ 被害者が置かれている危険性や自立への困難さ、加害者の追跡等に対する不安感を十分

認識し、これらに配慮した施策を実施します。

- ⑦ 被害者支援に取り組む民間団体の育成や活動の活性化に取り組み、民官が連携して被害者支援に取り組めます。

(3) 性犯罪・性暴力対策の推進・強化及び被害者支援

性犯罪の取締り、未然防止に向けた取組を更に推進・強化するとともに、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」を核として、長期に渡り心身に重大なダメージを及ぼす性犯罪を含む性暴力被害者への支援に取り組めます。

- ① 性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、性暴力被害者からの相談を受け付け、関係機関と連携して支援を行います。
- また、相談員及び関係機関構成員への研修を進め、支援体制の強化、支援の質の向上に取り組むとともに、「性暴力被害者支援連携協議会」の開催により、関係機関との連携強化を図ります。
- ② 性犯罪捜査体制の整備などを進めるとともに、関係法令等を厳正に運用し、適正かつ強力な取締りを推進します。
- ③ 性犯罪等の前兆となり得る声かけ、つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行い、積極的に検挙措置を講じるほか、検挙に至らない事案についても特定した当該行為者に対する指導・警告措置を的確に実施します。
- ④ 県警察及び性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、性犯罪あるいは性暴力の被害者への医療費やカウンセリング費用等の公費負担制度を実施します。
- ⑤ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から青少年を守るため、徳島県青少年健全育成条例＊1の適正な運用を図ります。
- ⑥ 性的搾取等の被害者になった子どもに対しては、心理的負担等に配慮した相談、保護を行うなど、関係機関が連携し、総合的で適切な支援を実施します。
- ⑦ 市町村や民間団体等と連携し、被害に遭いやすい若年層への啓発を進めます。
- ⑧ 子ども等を犯罪被害から守るため「子ども110番の家及び車」制度＊2の拡充を図るとともに、安心メールシステム等による地域における犯罪等に関する情報の迅速な提供に努めます。
- ⑨ 売買春を未然に防止するため、県民意識の更なる向上を図るとともに、女性や子どもからの相談に対する体制を強化し、必要に応じて、指導・援助、保護等を行います。
- ⑩ 「相談窓口ステッカー」の配布など相談窓口の広報・周知及び性暴力被害者支援についての啓発を進めます。
- ⑪ SNS等の利用をきっかけとした児童ポルノや児童買春などの子どもが巻き込まれる犯罪・トラブルや、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題」、「薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力（レイプドラッグ）」などの新たな形の暴力に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの危険性や適切な利用に関する教育・啓発を推進します。

- *1 青少年の健全な育成を図るため、基本理念を定め、県、県民、保護者等の責務等を明らかにするとともに、夜間外出の制限、有害図書類の指定及び販売の制限、インターネットの利用環境の整備等、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止に関し必要な事項を定めている。
- *2 子ども等を犯罪被害から守るため、警察への迅速な通報や避難保護を目的に取組が進められている地域でのボランティア活動のひとつである。各種販売業界や運輸業界、医療機関等が加盟し、緊急避難場所としての機能を発揮している。

(4) ストーカー行為等への対策の推進・強化

女性等に対するストーカー行為や子どもに対する声かけ事案等、凶悪犯罪に発展するおそれのある事案について広く相談に応じ、必要に応じて、助言・指導を実施するとともに、関係法令などを厳正に適用し、適正かつ強力な取締りを推進します。また、被害に遭った女性や子どもへの適切な対応を図るとともに、関係機関等と連携し、心身の状況に応じた適切な支援を実施します。

- ① 女性等に対するつきまといや待ち伏せなどのストーカー行為、子どもに対する声かけ事案等について、情報収集や分析を行い、行為者を特定して積極的に検挙措置を講じるほか、検挙に至らない事案についても特定した当該行為者に対し、ストーカー規制法に基づく文書警告や、口頭による指導・警告措置を的確に実施します。
- ② ストーカー被害の防止を図るため、県内大学等と連携し、ストーカー被害者の実態把握を図るほか、ストーカー加害者の傾向・類型調査を行うなど、高度な学術的見地から総合的な調査研究・治安対策を実施します。
- ③ ストーカー事案等につき、危険性や切迫性が高い事案の被害者等の安全を速やかに確保し、二次的被害の防止を図るため、ホテル等の宿泊施設への緊急・一時的な避難等について、公費負担を含めた支援を行います。
- ④ 子ども等を犯罪被害から守るため「子ども110番の家及び車」制度の拡充を図るとともに、安心メールシステム等による地域における犯罪等に関する情報の迅速な提供に努めます。
(再掲)

(5) 加害者の再犯防止に関する取組

ストーカー事案や性犯罪等については、同種の犯罪を繰り返し引き起こす加害者が少なくないことから、将来にわたり被害の発生を防ぎ、被害者の安全を確保するため、加害者の再犯防止に取り組みます。

- ① 県警察においては、ストーカーや配偶者暴力に係る情報管理を充実・強化するとともに、子どもを対象とした性犯罪受刑者における出所後の居所等を把握するなど、再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に実施します。
- ② ストーカー行為を抑止できない加害者に対しては、精神科医等と連携の上、加害者への対応方法やカウンセリング、治療の必要性等について精神科医等から助言を受けるとともに、必要に応じて県警察から加害者に精神科の受診を勧めるなど、精神医学的なアプローチを活用して、ストーカー行為の拡大・再犯防止に努めます。

主要課題6 生涯にわたる健康づくりへの支援

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

女性が健康で生涯を通じて活躍するためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、それぞれの健康に関する課題を理解し、思いやりを持って接することが非常に重要です。

女性と男性にはそれぞれ特有の病気や健康上の問題点等があることに加え、近年、女性の就業者の増加や晩婚化など婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長などに伴い、女性の健康を取り巻く環境は変化しています。思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など女性のライフステージに応じた適切な健康の保持増進ができるよう対策を推進することが必要です。

これらの状況を踏まえ、性別に配慮した医療環境及び相談体制の整備、並びに学習機会の提供が必要不可欠であり、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようするための健康教育、相談体制の確立を推進するとともに、企業に対しても従業員の性差に応じた健康対策を図るよう啓発を図っていく必要があります。

また、生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低いことなどから、女性のスポーツ参加を促進するとともに、普及啓発に向けた取組を推進します。

推進方策

(1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持

女性の心身の状況はライフステージごとに大きく変化するため、ライフステージごとの課題に応じて包括的に支援していく必要があります。性別に配慮した医療体制の整備を促進し、男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるよう健康教育、相談やスポーツを促進します。

- ① 性別に配慮した医療に関する県民及び医療関係者のニーズを把握し、関係団体と協議しながら性差医療に対する理解を深めるとともに、性別に配慮した医療提供体制を整備促進するため、関係団体と協力しながら医師や看護師等、医療従事者に対する普及啓発を行います。
- ② 女性専門外来等性別に配慮した医療の提供状況について、ホームページに公表している「医療とくしま」*1を通じて情報提供に努めます。
- ③ 男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるための健康教育、相談等を実施していきます。さらに、「女性の健康週間（毎年3月1日～3月8日）」に合わせ、パネル展示やパンフレット等の配布を行い、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ります。
- ④ 乳幼児の段階から食育を推進し、望ましい食習慣等の定着、食を通じた豊かな人間性・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。
- ⑤ 思春期における性に関する悩み、からだやこころの悩みについて、安心して相談できる相談窓口の周知を図ります。
- ⑥ 成人期、高齢期の健康づくりを推進するため、メタボリックシンドロームなど生活習慣

病の予防、健康的な食習慣の確立や適切な運動習慣の普及等を推進します。

また、乳がん、子宮頸がん検診の受診を促進します。

- ⑦ HIV／エイズや性感染症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、医療・検査・相談体制の充実等、総合的な対策を推進します。

- ⑧ 喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行います。

特に女性については、胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等、思春期早期からの十分な情報提供に努めます。

- ⑨ 薬物乱用については、乱用者の取締りや薬物乱用の危険性に関する正しい知識を普及する広報啓発活動等を通じて薬物乱用の根絶を目指します。

また、児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、薬物乱用防止教育の充実を図ります。

- ⑩ 身近な地域における健康づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブへの高齢者や女性の参加を促進するとともに、普及啓発に向けた取組を推進します。

また、女性アスリートの競技力の向上、競技生活の延伸、活躍機会の拡大を図るため、女性特有の課題への対応に向けた取組を推進します。

- ⑪ 「徳島県自殺対策基本計画」に基づき、精神保健福祉的な視点だけでなく、社会・経済的視点も含めた包括的な相談機能の強化や連携体制の構築等を推進するとともに、「徳島県自殺予防サポーター」*2の更なる養成や、出前講座、街頭啓発の充実等に努め、「誰も自殺に追い込まれることのない“暮らしやすい徳島”の実現」を目指し、県民総ぐるみで自殺対策の推進を図ります。

- ⑫ 従業員の健康づくりについて、企業へ普及・啓発を行い、企業の「健康経営」*3を推進します。

- ⑬ 高齢者が容易に通える範囲に体操等を行う「住民運営の通いの場」の普及や介護予防リーダーの活躍を促進するなど、高齢者自らが積極的かつ主体的に介護予防に取り組む地域づくりを推進します。

*1 徳島県ホームページで運用している医療情報提供サービス。診療科目での医療機関検索機能や休日夜間救急情報はじめ、医療を取り巻く各種情報の提供を行っている。

*2 ゲートキーパー*2-1、傾聴ボランティアなど自殺予防、傾聴の研修受講者。

*2-1 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる。

*3 「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との経営的な視点から健康管理をとらえ、戦略的に実践すること

（２）妊娠・出産等に関する健康支援

女性が安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、母性の尊重と保護、乳幼児の健康保持に取り組みます。また、不妊・不育に悩む男女に対し、専門相談や情報提供などを行います。

- ① 妊娠・出産は、女性の健康にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産む

ことができるよう、母性の尊重と保護、乳幼児の健康保持に取り組みます。特に、母子の生命や身体への影響の大きい周産期において、医療ネットワークなど総合的な周産期医療の充実を図るとともに、現状における小児科医・産科医の医師不足に対応するため、小児科・産科医療体制の確保に努めます。

- ② 乳幼児等の医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。(再掲)
- ③ 子どもを持ちたいにも関わらず不妊・不育で悩む男女が安心して相談できるよう、不妊・不育相談室において専門相談や情報提供を行うとともに、不妊治療費への助成を行います。
- ④ 若い世代に対して、妊娠・出産等の正しい知識の普及啓発を行います。
- ⑤ 女性が、妊娠・出産後も健康で安心して働き続けることができるよう、関係機関と連携しながら関係法令の周知啓発を図るとともに、労働環境の整備の促進を支援します。
- ⑥ 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支援を行う「子育て世代包括支援センター」*1の設置促進を図ります。

*1 子育て世代包括支援センターとは、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とされる機関。実施主体は市町村。

新

主要課題7 生活上の困難を抱える女性等への支援

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

経済的に厳しい状態に置かれている「ひとり親家庭」の母親をはじめ、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中、これらの人々に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな自立支援を行うとともに、貧困等の世代間の連鎖を断ち切るため、妊娠、出産、子育て、就労等の各段階に応じた相談体制の強化等、総合的・包括的な支援を実施していく必要があります。

推進方策

(1) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等それぞれの様々な課題に、総合的・包括的に支援するため、相談・支援体制の充実・強化を図ります。また、貧困の世代間連鎖を防止するため、子どもへの学習支援や就職支援を推進します。

- ① ひとり親家庭の生活の安定と福祉の充実を図るため、ひとり親家庭それぞれの様々な課題に対応し、適切な支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うとともに、

相談体制を充実・強化します。

- ② 職業能力向上のための訓練や効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、ひとり親家庭の就業を支援します。
- ③ 貧困の世代間連鎖を解消し、人材育成を行うため、子どもへの学習支援や就職支援等を推進します。
- ④ 「単独世帯」や「夫婦のみの世帯」、「ひとり親世帯」などの多様な家族形態*1を理解し、地域で安定した暮らしができるよう、地域福祉の推進を図ります。
- ⑤ 女性の多様な働き方の選択を広げるため、関係機関と連携し、働き方による不合理な処遇格差を解消するための法制度の周知や情報提供を進めます。(再掲)

*1 我が国の平均世帯人員は、1955年（昭和30年）は約5人であったが、2015年（平成27年）は2.33人と急速に減少している。〔2015年（平成27年）国勢調査での世帯割合は、単独世帯は34.6%、夫婦と子どもからなる世帯は全世帯の26.9%、夫婦のみ世帯は20.1%、母子・父子家庭は8.9%となっている。〕（「平成27年度国勢調査結果」より）

（２）若年者の妊娠等困難を抱える女性等への支援

若年の女性が妊娠した場合などは、学業の継続が困難になるなど、その後の人生において貧困に陥るリスクを抱えてしまうことがあります。本人の意思に沿わない若年の妊娠を防ぐとともに、貧困の世代間連鎖を防ぐためにも、適切な支援を行います。

- ① 市町村において、子どもとその家族及び妊産婦等に関する支援を一体的に担う「子ども家庭総合支援拠点」*1及び妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置促進を図ります。
- ② 学校教育において、性的成熟に伴い自分の行動への責任感や、異性を理解したり尊重したりする態度が必要であることへの指導を行い、妊娠・出産について、生徒が正しく理解できるようにします。
- ③ 高等学校等において妊娠した生徒に対し、母体の保護を最優先しつつ、十分に話し合い、本人の希望に応じ、学業継続に向けて支援します。

*1 平成28年改正児童福祉法において、「市町村が、児童等に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担うための機能を有する拠点の整備に努めること」とされた、当該支援拠点を指す。

（新）主要課題8 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

＜現状と課題及びその解決に向けての方向性＞

高齢化が進行する中で、一人暮らしや認知症の高齢者が社会で孤立することがないように地域全体で支えていく支援体制を構築するとともに、アクティブシニアの活躍機会の創出や、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社

会の実現に向け、取組を推進する必要があります。

また、障がいがあること、外国人であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々や、性的指向や性同一性障がい等を理由として困難に直面している人々の人権が尊重されるよう、人権教育・啓発を進めます。

推 進 方 策

(1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備

高齢者や障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、県内在住外国人との相互理解や共生を通じて、多様な価値観が息づき、人権が尊重されるダイバーシティ＊１の実現を目指します。

[高齢者のための環境整備]

- ① 高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備を促進するとともに、適切な介護サービスを提供するため、介護人材の確保の取組を推進します。
- ② 高齢者の生きがいをづくりと社会貢献の促進を図ります。
- ③ 認知症の人やその家族を地域で見守る認知症サポーター＊２の養成を促進し、認知症の人にやさしい地域づくりを支援します。
- ④ 高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の尊厳の保持を図るため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」＊３に基づく適切な対応に努めるとともに、虐待防止に向けた普及啓発を図ります。
- ⑤ 高齢者が自らの豊かな高齢期を創造できる能力の養成や培ってきた知識・技能を更に高め、地域活動への参画を促進するため、学習機会の充実を図ります。
- ⑥ 各市町村において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築、充実していけるよう、市町村のニーズに応じたきめ細かな支援を実施します。
- ⑦ 本県の充実した医療・介護環境や地域の魅力・資源を有効活用し、「徳島にゆかりのある高齢者」をはじめとした移住者はもとより地域の高齢者が多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる「徳島型ＣＣＲＣ・生涯活躍のまち」づくりを推進します。
- ⑧ 高齢者の生きがいをづくりと介護現場の負担軽減を図るため、現役職員とアクティブ・シニア（元気なシニア）が業務をシェアする「徳島県版『介護助手』制度」の普及・促進を図ります。

[障がい者のための環境整備]

- ⑨ 子どもから高齢者、障がい者も含め、年代、性別などを問わずすべての人が住みやすいまちの実現に向けて、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進します。

- ⑩ 障がい者を理由とする差別の解消を図るため、相談体制を整備するとともに、障がい者の尊厳の保持を図るため、障がい者虐待への適切な対応を行います。併せて広報啓発を行うことにより、県民理解の促進を図るなど、障がい者の権利擁護を推進します。
- ⑪ 障がいの種別にかかわらず、障がい者が必要なサービスを必要な時に受けられるよう、利用者本位の障がい福祉サービスの提供を推進します。
- ⑫ 障がい者の自立と社会参加を促進するため、一般就労はもとより、スポーツ・文化・芸術といった様々な日常活動を支援し、障がい者の自立を地域社会全体で支える体制を構築します。
- ⑬ 障がい者のコミュニケーション及び移動の手段を確保するため、手話通訳者や各種専門的ボランティアを育成します。
- ⑭ 県民のすべてが「発達障がい」を正しく理解するよう普及啓発を行うとともに、小松島市における「発達障がい者総合支援ゾーン」*4及び美馬市における「発達障がい者総合支援センターアイリス」*5を中心に、専門的で切れ目のない支援を身近な場所で受けられるよう、地域における支援体制の充実を図ります。
- ⑮ 特別支援学校の幼稚部から高等部にわたって幼児児童生徒の将来を見据えたキャリア教育を推進し、生徒の働きたい想いに応える就労支援の充実を図ります。

〔外国人等のための環境整備〕

- ⑯ 国際化に対応し、県内在住外国人が暮らしやすく、人権が守られ、男女共同参画社会が実現された地域づくりを推進します。
- ⑰ 地域の国際交流協会や民間の国際交流団体との連携を図ります。
- ⑱ 国際社会における女性を取り巻く現状や男女共同参画に関する国際的な取組方針等の情報を収集し、提供します。
- ⑲ 県内在住の外国人に対し、言葉や文化等の違いに配慮した相談支援体制の充実を図ります。
- ⑳ 生活のあらゆる場面において、県民と県内在住外国人との相互理解を深め、共生するためのコミュニケーションづくりを推進します。
- ㉑ 国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、ともに生きていこうとする姿勢を育てるため、将来的に社会の各分野を牽引していく国際理解教育の推進や、優れた「国際感覚」を持つ人材の育成を図ります。（再掲）
- ㉒ 在住外国人がそれぞれ有する能力を活かし、地域活性化に貢献できるよう取組を進めます。
- ㉓ 日本語教室の開催や外国人支援ボランティアの育成など「外国人が暮らしやすい環境整備」を行うとともに、文化、就労体験を通じた「定住促進」を図ります。

*1 性別、年齢、国籍等に関わりなく多様な個性が力を発揮し共存できる社会。

*2 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人やその家族を見守り、できる範囲で手助けするボランティア。

*3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進することにより、高齢者の権利と利益の擁護に資することを目的とした法律である。

- *4 発達障がい者の自立と社会参加を進めるため、2012年（平成24年）4月、教育施設・福祉施設・医療施設を小松島市の旧徳島赤十字病院跡地に集積し、ゾーン内の施設が、それぞれの専門性に応じた支援を行うとともに、相互に連携して総合的な支援を目指すものである。
- *5 全県的な視点で発達障がい者の支援体制の充実を図るため、2015年（平成27年）5月、美馬市に「発達障がい者総合支援センターアイリス」を開設した。

（２）多様な人権尊重

障がいがあること、外国人であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況におかれている人々や、性的指向や性同一性障がい等を理由として困難に直面している人々の人権が尊重されるよう、人権教育や啓発に取り組み、「すべての人々の人権が尊重される社会の実現」を目指します。

- ① 県の人権教育・啓発の推進拠点である人権教育啓発推進センター「あいぽーと徳島」を中心に、障がい者、外国人、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々など、様々な人権課題の解決に向けた取組を推進します。
- ② 性的指向や性同一性障がい等を理由として困難に直面している方々に対する県民の理解を深めてもらうため、講演会の開催やパネル展など、啓発活動を推進します。
- ③ 女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報への実効ある対策を充実させていくとともに、特にインターネット上の情報の取扱いについては、若年層も含めて広く啓発を進めます。
- ④ インターネット上の掲示板や動画サイトの差別書込等に対するモニタリングを実施するなど、インターネット上の人権侵害の抑止・削減に向けた取組を積極的に実施します。

基本方針Ⅲ 互いに支え合う家庭・地域づくり

主要課題 9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発の推進

＜現状と課題及びその解決に向けての方向性＞

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会を形成するためには、社会によって作られた性別に基づく固定的な役割分担意識の解消が必要です。このような意識は、一人一人の生活には未だに根強く残っていることから、男女平等及び人権尊重の意識を深く根づかせるため、地域や職域に出向いての周知など積極的な広報・啓発活動を展開する必要があります。

また、男女共同参画社会の形成は、日本の社会にとっても、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深め、男性の家庭生活や地域生活への参画を進めるための啓発を推進します。

さらに、メディアを通じて男女共同参画に関する正しい理解を広め、固定的な性別役割分担にとらわれることのないようメディア側の積極的な取組を働きかけるとともに、メディアを取り巻く様々な情報を収集、判断し、適切に発信されるようメディア・リテラシー向上に向けた取組を進めます。

推進方策

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

広報誌やインターネットなど多様な媒体の活用や、講演会・研修等の開催などあらゆる機会をとらえ、県民に男女共同参画に対する理解が浸透するよう広報・啓発を進めます。

- ① 広報・啓発に当たっては、男女共同参画の理念や社会的性別（ジェンダー）＊１の視点の定義について、恣意的運用・解釈＊２が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進めます。
- ② 男性や子ども、若者世代などを含め、あらゆる層に対し、男性と女性が協力して家事・育児・介護や地域活動、仕事に参画することにより、女性も男性もともにライフスタイルの選択の幅が広がることにつながるなど、男女共同参画社会の形成が互いの人生をより豊かなものにすることの広報・啓発活動を推進します。
- ③ 「徳島県男女強協調週間（7/7～13）」等、様々な機会を捉え、広報誌、新聞、インターネット、SNS等多様な媒体を活用し、県民の男女共同参画への理解を深めます。
- ④ 男女共同参画交流センター「ときわプラザ」において開催する啓発事業等を通して、県民の男女共同参画の理解を深めるとともに、男女共同参画に関する各種情報の収集・提供を行います。またNPO等民間団体が自主的に取り組む男女共同参画に関する講演会・研修等の開催や各種研究活動等に対して支援を行うとともに、NPO等民間団体との協働による啓発活動を行います。

- ⑤ 男女共同参画に関する統計情報を収集・整備し、男女共同参画基本計画に基づく施策の推進状況とともに公表します。
- ⑥ 大学等高等教育機関などの調査・研究機関との連携強化を図ります。
- ⑦ 県の行政機関の作成する広報、出版物等における表現が、性別に基づく固定観念にとらわれたものとならないよう、また、性差別につながるものがないよう配慮します。
- ⑧ 意識形成におけるメディアの影響力を考え、メディアに対して男女共同参画社会の形成を阻害するような表現が行われないよう働きかけます。また、メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るため、啓発や学習機会の充実を図ります。
- ⑨ 女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報への実効ある対策を充実させていくとともに、特にインターネット上の情報の取扱いについては、若年層も含めて広く啓発を進めます。（再掲）
- ⑩ 次代を担う若者が男女共同参画社会を実現できる力を育むよう、学校等に出向いて啓発を行うとともに、社会全体に男女共同参画の推進に向けた意識づくりを浸透させるため、企業や地域に出向いて啓発を行います。

- *1 人間は生まれつきの生物学的性別（セックス／SEX）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
- *2 「ジェンダー・フリー」については、この用語をめぐる誤解や混乱を解消するため、国の男女共同参画基本計画（第2次）において、『ジェンダー・フリーという用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる』等が記述されたところであり、地方公共団体においても、このような趣旨を踏まえ、今後はこの用語は使用しないことが適切と考えます」との周知がなされている。〔2006年（平成18年）1月31日・内閣府男女共同参画局〕

（２）男性にとっての男女共同参画の推進

男性の意識の変革は女性の社会での活躍を促進するために非常に重要であるとともに、男女共同参画の推進は男性にとっても生きやすい社会をつくることであることへの理解の促進を図ります。また、男性の家事・育児への参画をより一層促す取組を進めます。

- ① 男性にとっても生きやすい社会の形成を目指し、家庭・地域等への男性の参画を重視した啓発に努めます。
- ② 男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成を強力に推進するとともに、男性が育児に参画できる働き方を普及促進するため、男性に対し、子どもの出産前後における休暇及び育児休業の取得促進を働きかけます。
- ③ 男性が参加しやすい男女共同参画に関する講座の充実を図ります。
- ④ 男女共同参画の拠点施設である男女共同参画交流センター「ときわプラザ」において女性に限らず男性の相談にも応じ、男女ともに相談機能の充実を図ります。

(3) 総合相談体制の充実・強化

あらゆる相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携強化により相談機能の充実を図るとともに、各種相談窓口の広報に努めます。また、女性に限らず男性からの相談にも応じ、男女ともに相談しやすい体制を構築します。

- ① 関係機関との連携強化による相談体制の充実を図るとともに、各相談窓口や相談受付内容等を的確に広報する等、情報提供の充実に努めます。
- ② 男女共同参画に関係する各種相談員等に対する研修の充実を図ります。
- ③ 男女共同参画の拠点施設である男女共同参画交流センター「ときわプラザ」において女性に限らず男性の相談にも応じ、男女ともに相談機能の充実を図ります。(再掲)
- ④ 相談窓口の設置に当たっては、相談者のプライバシー保護に配慮する等、相談しやすいシステムを構築します。
- ⑤ 徳島県男女共同参画推進条例第18条に規定する「相談の申出の処理」*1を適切に実施します。

*1 徳島県男女共同参画推進条例（平成14年4月施行）第18条抜粋

知事は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について県民又は事業者から相談の申出があったときは、関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。

主要課題10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

男女共同参画は、誰もが人権を尊重され、性別による差別などを受けることなく、その人らしく伸びやかに生きられる社会を目指して推進されなければなりません。

女性も男性も、各人が互いの違いを認め合い「だれもが大切、だれもが主人公」と考え、尊重しながら理解し合える「学びの場」が形成・提供される必要があります。

誰もが型にはめられず、伸びやかに活躍できる社会をつくるため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。

また、子ども一人一人が男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながるという観点から、子どもにとっての男女共同参画を推進します。

推進方策

(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実

男女共同参画交流センター「ときわプラザ」や人権教育啓発推進センター「あいぼーと徳島」等における学習機会の充実を図り、男女共同参画の視点が確立・擁護される男女平等の

社会づくりを進めます。

- ① 性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、個人の尊厳が守られるとともに人権が尊重され、男女共同参画の視点が確立・擁護される男女平等の社会づくりを進めます。
- ② 男女が自らに保障された法令上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識が得られるよう、法令・制度の理解の促進を図ります。
- ③ 多様化・複雑化した男女共同参画推進における諸問題に対応するため、県内の高等教育機関、関連機関との連携を図ります。
- ④ 男女共同参画交流センター「ときわプラザ」や人権教育啓発推進センター「あいぼーと徳島」において、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会の実現に向け、学習機会の充実を図ります。
- ⑤ 教職員に対し、男女共同参画に関する理解を深め、指導力の向上を図るための研修及び学習機会を充実します。
- ⑥ 県立総合高等学校「まなびーあ徳島」やシルバー高等学校等、子どもから高齢者まで県民一人一人が生涯にわたって学び続ける徳島ならではの学習機会を提供するとともに、県民が学び続けた知識を地域に還元できる機会を充実するなど、生涯にわたって学び続ける環境づくりを進めます。

(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進

児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。

- ① すべての子どもを対象とした質の高い幼児期の教育・保育を提供する環境を整えていきます。
- ② 異性について認識を深め、尊重し合う人間尊重の性に関する指導を推進します。学校における性に関する指導の実施に当たっては、学習指導要領にのっとり、保護者や地域の理解を得ながら適切に推進します。
- ③ 学校教育活動全体を通じて、男女共同参画の視点に立ち、キャリア教育を含む教育の充実を図り、男女が互いの人格を認め合い、個人として相互に生かされる社会づくりを目指します。
- ④ 科学技術の未来を切り拓く人材を育成するため、県内外の高等教育機関や研究機関と連携し、県内の小・中・高校生に対して実践的な学習の機会を提供します。
- ⑤ 国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、将来的に社会の各分野を牽引していく国際理解教育の推進や、優れた「国際感覚」を持つ人材の育成を図ります。(再掲)
- ⑥ 不安や悩みを抱える児童生徒を支援するため、学校における相談支援体制の整備・充実を図ります。
- ⑦ 家族や地域の大切さについて理解を深めるため、「いい育児の日」(11月19日)*1の普及を図るとともに、国が定めた「家族の日」(11月第3日曜日)や「家族の週間」(家族の日の前後1週間)*2に合わせて、行政や民間団体等が取り組む催事等の情報提供を行

い、家族や地域の人々がふれあう機会を通して、明るい家庭づくりを推進します。

- ⑧ 子どもたちの健やかな成長の実現を目指して、「徳島県家庭教育支援条例」*3に基づき、保護者をはじめ、行政や学校、地域住民、事業者等、社会全体が一丸となって、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境づくりを推進します。

*1 本県を含めた14県知事が加盟する「日本創生のための将来世代応援知事同盟」が、平成29年5月20日のとくしまサミットにおいて、11月19日を「いい育児の日」と定め、育児や家庭について考える機運を高めることを盛り込んだ「とくしま声明」を採択。一般財団法人日本記念日協会に記念日登録されている。

*2 内閣府において、平成19年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」とし、その前後1週間を「家族の週間」と定め、この期間を中心として、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さが国民一人一人に再認識されるよう、様々な啓発活動に取り組んでいる。

*3 家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子供の健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子供の自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする条例。平成28年4月施行。

主要課題 1 1 地域社会における男女共同参画の推進

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

私たちは、地域社会の一員として、ともに支え合うことの大切さを再認識するとともに、自らの行動が、現在・将来の世代にわたって内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚し、持続可能なよりよい社会をつくりに貢献していく必要があります。

また、人々にとってふれあいとつながりの基盤であり、最も身近な暮らしの場となる家庭生活や地域社会を取り巻く環境に、少子化・高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じている中、改めて生命や家族・地域との絆を大切にする意識が高まっています。

このような中、家族の絆、地域の絆を大切にする意識を高めるとともに、NPO、ボランティア、企業等、多様な主体が行政と協働・連携し、地域の課題に柔軟かつきめ細やかに対応する地域自立型の持続力ある社会を築いていくには、男女が地域社会における様々な活動に参画する機会が確保され、ともに支え合い協力し合いながら担うことのできる「地域社会における男女共同参画」を推進します。

推進方策

(1) 環境保全への寄与

男女がともに、地域社会の一員としての自覚を持つとともに、地球規模での環境の保全に視野を広げ、次世代へ良好な環境を継承するため、日常生活や経済活動を見直すことを促します。

- ① 学校・大学・家庭・地域・職域等において、エシカル消費＊１教育及びエシカル消費の普及・啓発を推進し、人や社会、環境に配慮した消費行動への意識の醸成を図るとともに、公正で持続可能な「消費者市民社会」＊２の実現を目指します。
- ② 「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」＊３に基づき、県民や事業者などのあらゆる主体が、それぞれの立場で、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を自主的かつ積極的に行うことができるよう、啓発や気運の醸成を図ります。
- ③ 環境活動連携拠点「エコみらいとくしま」において、「とくしま環境県民会議」＊４を中心に、エシカル消費など身近な取組から着手する県民活動としての気候変動対策や食品ロス、廃プラスチックの削減対策など、各種施策の推進や環境活動の支援を行い、県民総ぐるみによる環境保全への取組を推進します。

＊１ 消費者それぞれが、社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援する消費。

＊２ 消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のこと。

＊３ 温室効果ガスの排出量と自然界の吸収量との均衡を図り、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会「脱炭素社会」の実現に向けて、全国に先駆けて、気候変動対策の「緩和策」と「適応策」を両輪とした展開や、水素エネルギーの最大限導入を盛り込んだ条例。平成２９年１月施行。

＊４ 「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、県民、事業者、行政の各主体が連携・協力して、調査研究や普及啓発等に取り組むとともに、それぞれの役割に応じて、環境負荷の低減に向けた行動を実践する県内最大の環境団体。

(２) 地方創生の推進と男女共同参画

地域活動リーダーとなる人材の養成や地域おこし・まちづくりへの参画の支援を通じて、男女共同参画の視点から地方創生を推進します。

- ① 女性自らの参画意欲の向上を図るため意識啓発を行うとともに、市町村との連携により、地域の実情に応じた課題解決型の出前講座を開催するなど、女性のエンパワーメントを促進し、地域活動リーダーとなる人材を養成します。(再掲)
- ② 個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、地域の魅力を情報発信するとともに、持続可能で魅力的な地域づくりや移住交流の増加に寄与する新たな取組を支援します。
- ③ 男女共同参画の視点での地域おこし・まちづくりを推進するため、ＮＰＯや社会貢献活動団体、関係機関と連携した取組を行います。
- ④ 移住交流の促進をはじめ、若者の地元定着、徳島ゆかりの高齢者の里帰りなど、多様な世代で「とくしま回帰」の人の流れを加速し、地方創生と女性活躍の好循環を図ります。

(３) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

ボランティア活動、ＮＰＯ等の様々な分野で、生きがいを感じながら地域で活躍できるよう男女共同参画の推進を図るとともに、次代を担う子どもたちが、地域との絆や家族的なつながりを深めるため、地域ぐるみで子育て等に取り組む環境づくりを進めます。

- ① 多様な価値観のもと、男女とも個性と能力を生かし、ボランティア活動、NPO活動、趣味などの様々な分野で、生きがいを感じながら地域で活躍できるよう男女共同参画の推進を図ります。
- ② 地域活動リーダーの活動により、すべての市町村において、男女共同参画の視点を導入した地域活動の取組を進めます。
- ③ 「男女共同参画立県とくしまづくり表彰」において、男女共同参画社会の実現を目指した活動を行っている団体等を表彰することにより、その功績をたたえ、活動意欲の醸成や活動の活発化等を図ります。
- ④ 家族や地域の大切さについて理解を深めるため、「いい育児の日」（11月19日）*0の普及を図るとともに、国が定めた「家族の日」（11月第3日曜日）や「家族の週間」（家族の日の前後1週間）に合わせて、行政や民間団体等が取り組む催事等の情報提供を行うほか、家族や地域の人々がふれあう機会を通して、明るい家庭づくりを推進します。（再掲）
【次世代育成・青少年課】
- ⑤ 高齢者が自らの豊かな高齢期を創造できる能力の養成や培ってきた知識・技能を更に高め、地域活動への参画を促進するため、学習機会の充実を図ります。（再掲）
- ⑥ 県内各地域で男女共同参画の取組を促進するため、市町村における「男女共同参画基本計画」及び女性活躍推進法に基づく「推進計画」の策定が図られるよう、働きかけます。

新 主要課題12 男女共同参画の視点に立った防災・減災活動の推進

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

近年、これまで経験したことのないような集中豪雨や頻発する台風などの異常気象により、全国各地で洪水や土砂災害などの自然災害が多発しています。さらに、徳島県においては、発災すれば大きな揺れや津波による壊滅的被害が予想される南海トラフ巨大地震の発生が切迫しているなど、県民の不安感は増大しています。

これまでの大規模災害時においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されていないなどの課題が生じたことに加え、窃盗や女性・子どもに対する性犯罪等が多発するなど、治安の維持が課題となっています。

このように、災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となります。

特に、防災・減災の取組を進めるに当たっては、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに十分配慮することが重要であり、被災時や復興段階における男女それぞれをめぐる諸問題を解決するとともに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点から、「事前の備え」「避難所運営」「被災者支援」等の防災・減災体制を確立する必要があります。

推進方策

(1) 男女共同参画の視点に立った防災対策・減災対策

男女共同参画の視点に立った防災・減災対策を進めるため、男女共同参画の視点に立った防災に関する知識の普及や地域におけるリーダーの養成を図るとともに、女性消防職員の活躍推進や女性消防団活動の活性化を促進します。

- ① 県地域防災計画に規定した男女双方の視点、女性の参画に関する事項について、市町村地域防災計画に規定するよう要請するなど、その推進を図ります。
- ② 男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災講座の開催や、女性リーダーの育成など、男女が共同して地域防災力の向上に取り組むよう支援します。
- ③ 消防職員について、各消防本部に、女性職員が採用されるよう促進するとともに、女性消防職員の活躍を推進するための広報・啓発を行います。
- ④ 女性消防団活動の活性化を図るための広報・研修を実施するとともに、全国大会を開催し、消防団員における女性の活躍推進を図ります。
- ⑤ 婦人防火クラブの活性化を図るため、研修会を実施します。
- ⑥ 「県防災会議」委員に女性の積極的な登用を図り、女性の視点を取り入れた災害対策により一層取り組みます。
- ⑦ 男女共同参画の視点を理解し、地域の防災力向上に向けた取組等を積極的に推進できるリーダーを養成します。
- ⑧ 男女共同参画の視点に立った防災に関する知識の普及を図ります。

(2) 男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立

大規模災害時における避難所運営が、男女共同参画の視点に立ったものになるよう、市町村や関係者に周知・啓発を図ります。

- ① 県地域防災計画に規定した男女双方の視点、女性の参画に関する事項について、市町村地域防災計画に規定するよう要請するなど、その推進を図ります。(再掲)
- ② 男女共同参画の視点に立った避難所運営について情報収集と関係者への情報提供を行います。
- ③ 県作成の「避難所運営マニュアル作成指針」を周知し、市町村の避難所運営マニュアルが男女共同参画の視点を盛り込んだものとなるよう、市町村のマニュアル改定を促進します。
- ④ 大規模災害時における多様な住民の視点が入り入れられた地域の実情に応じた避難所運営を進めるため、避難所運営に携わる市町村職員や自主防災組織のリーダー等を対象に避難所運営のための訓練を実施します。

総合的な推進体制の整備

推進方策

(1) 県の推進体制の充実

- ① 徳島県男女共同参画推進本部を中心に、各部局が連携を密にし、男女共同参画立県とくしまづくりに向けて総合的かつ計画的な施策の推進に努めます。
- ② 男女共同参画立県とくしまづくりのためには、県民の声を聴き、本県の現状や県民のニーズを反映した施策を展開することが重要です。そのため、学識経験者や公募による委員で構成する「徳島県男女共同参画会議」の意見を十分尊重し、施策への反映を図ります。
- ③ 計画の実効性を確保するため、施策の推進状況を毎年度公表し、「男女共同参画会議」において効果検証を行います。また、検証の結果を施策の改善見直しに反映します。なお、「推進計画」に係る施策の効果検証については、「働く女性応援ネットワーク会議」においても行います。

(2) 男女共同参画交流センター「ときわプラザ」を核とした男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画立県とくしまづくりの本格的な拠点施設として、「調査・研究」、「学習・研修」、「相談」、「情報提供」、「交流」、「子育て支援」の各種機能の充実を図るとともに、新たなニーズに対応できるよう、柔軟な事業展開に取り組みます。
- ② 男女共同参画に向けた各種施策を提供する窓口として、機能の向上に努めます。
- ③ センターでの実施にとらわれない事業展開を図ります。

(3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携

- ① 県内各地域で男女共同参画に関する取組が推進されるよう、県民、事業者、市町村、NPO等と連携、協働をより一層深めるとともに、情報提供など各種支援を行います。
- ② 市町村担当主管課長会議等の会議・研修会を開催し、男女共同参画社会の推進に向けて必要な情報の提供や事業説明、意見交換を行うなど市町村の取組に対する支援を行います。
- ③ 女性活躍推進法に基づき設置する協議会に「働く女性応援ネットワーク会議」を位置づけ、女性の職業生活における新たな取組や課題解決を進めます。

(4) 施策に関する申出の処理の円滑化

「徳島県男女共同参画推進条例第17条に基づく施策に関する申出の処理制度」*1について、引き続き周知に努めるとともに、県民等からの申出に対しては、県関係部局と連携を図りながら、適切な処理に努めます。

*1 徳島県男女共同参画推進条例（平成14年4月施行）第17条抜粋

知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民又は事業者から申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に当たって、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴くことができる。

3 知事は、第1項の申出に対する処理の結果を徳島県男女共同参画会議に報告するものとする。